

## 世界自然遺産登録5周年記念事業委託業務・企画提案募集要項

本公募は、令和8年度の沖縄県当初予算成立および国の沖縄振興特別交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。

県議会において当初予算案が否決された場合、又は国の沖縄振興特別交付金の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 業務名

世界自然遺産登録5周年記念事業委託業務

### 2 業務目的

企画提案用仕様書に記載のとおり。

### 3 委託する業務内容

企画提案用仕様書に記載のとおり。

### 4 委託業務の実施期間

令和8年度（契約締結の日から令和9年3月31日まで。）

### 5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 所得税又は法人税、消費税及び県税に未納がないこと。
- (3) 労働関係法規について遵守している者であること。
- (4) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 沖縄県内に事業所を有し、業務の内容や進捗等に関する打ち合わせに円

滑に対応できる実施できる体制を有すること。

(11) 本業務に必要な知見を有し、過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注した本業務と類似する受注実績を有すること。

(12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可能とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)～(9)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(10)、(11)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を構成員は、本事業に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

オ 共同企業体の場合、共同企業体の設立協定書が締結されていること。

## 6 委託業務費

業務の提案にあたっては、32,586,000円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

なお、積算の費用は、次の内容で作成すること。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

(3) 一般管理費

（（直接人件費 + 直接経費 - 再委託費）×10/100以内とする。）

(4) 消費税

※ 再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、応募事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除するものとする。

※ 各経費は、単価、月数、回数、個数等、見積条件が分かるよう明記すること。

※ 事業終了時には証拠等进行检查し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

## 7 応募方法

(1) 以下の書類を、持参または郵送にて7部（正本1部・副本6部）提出する。（副本は、正本の複写でよい。）

ア 世界自然遺産登録5周年記念事業委託業務提案書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 項目5応募資格に該当することを誓約する書面（様式3）

エ 過去2期の決算書（写）（個人事業主は税務申告書（写））

## オ 見積書

- (2) 提出先 沖縄県環境部自然保護課（県庁4階 電話098-866-2243）
- (3) 提出期限 令和8年3月25日（水）正午（必着）  
※郵送の場合、提出期限までに受付確認の電話連絡を必ず行うこと。

## 8 審査

### (1) 審査の方法

- ア 沖縄県に設置する業者選定委員会において、提案内容を審査し、委託先候補者の優先順位を決定する。
- イ 提案内容の審査は、提出された資料に関する書類審査（1次審査）を行い、書類審査に合格した事業者を対象に、業者選定委員会においてプレゼンテーション審査（2次審査）を沖縄県庁内において行う。なお、プレゼンテーション審査については、提出期限までに提出された提案書により行うものとし、それ以外は、審査の対象外とする。
- ウ 審査にあたり、事前に沖縄県自然保護課より、申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。
- エ 業者選定委員会は非公開で行い、原則として審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ 業者選定委員会が選定した委託先候補者が辞退した場合は、次点となった申請者を委託先候補者とする。

### (2) 審査基準

業者選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

- ① 事業目的、業務の内容に沿った提案であること。
- ② 委託業務を確実に遂行できる能力・体制・人員を有していること。
- ③ 全体フローや工程、実施手順や手法が妥当であること。
- ④ 必要経費の積算が妥当であること。
- ⑤ 企画提案部分に関し、具体的、効果的な提案がなされていること。

### (3) 結果の通知

選定の結果については文書で通知する。

### (4) スケジュール

日 程	内 容
令和8年3月10日（火）～3月25日（水）	公募期間（正午〆切）
令和8年3月25日（水）以降	1次書類審査
令和8年3月30日（月）午後※	2次プレゼンテーション審査
令和8年4月1日（水）予定	結果通知

※15分程度を予定するが、開始時刻については、一次審査後に別途連絡する。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

委託先候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 契約締結に伴う諸経費

委託先候補者の負担とする。

### (4) その他契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

### (5) 契約保証金について

契約を締結する際は、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号（別添参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

### (6) その他

実際に委託する業務内容については、沖縄県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

## 10 質問事項について

### (1) 質問事項

企画提案募集に関して質問がある場合は、質問書（様式 4）を E-mail により提出すること。

### (2) 受付期間

令和 8 年 3 月 16 日（月）受信分までとする。

### (3) 提出先

沖縄県環境部自然保護課 aa039004@pref.okinawa.lg.jp

※件名に「世界自然遺産登録 5 周年記念事業委託業務」を記すこと

### (4) 回答

令和 8 年 3 月 19 日（木）までに、沖縄県環境部自然保護課ホームページに掲載する。また、質問者には E-mail により通知する。

沖縄県財務規則

(契約保証金)

**第101条** 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。